

一般意思、社会的精神、ベルナルディの“世論”： ベクトルモデルで見る一般意思論

著者	島 純子
雑誌名	尚絅学院大学紀要
号	77
ページ	59-72
発行年	2019-07-19
URL	http://doi.org/10.24511/00000418

一般意志、社会的精神、ベルナルディの“世論” －ベクトルモデルで見る一般意志論－

高 島 純 子*

The general will, the spirit of the society, “public opinion” of Bernardi
－ The theory of the general will judging from the vector model －

Junko Takashima

筆者はルソーの民主主義理念の実現可能性の検討を行い、ルソーの理念を実現させるための機能的理念型としてベクトルモデルを考案、このモデルからルソーの理念を考察してきたが、本稿では一般意志論に取り組んだ。一般意志論の検討にあたってはルソーの『社会契約論』ジュネーヴ草稿から一般意志の表明のあり方と社会的精神の涵養という二つの課題を読み取り、これに的を絞って検討した。その結果、前者の課題では多数決による一般意志の表明には民主主義理念から見て問題があり、それを解決するには後者の課題の社会的精神の涵養が重要な意味を持つことが判明した。さらになぜ社会的精神が民主主義理念の実現可能性に重要な意味を持つのか、ベルナルディの世論に関する論考により検討し、その結果、世論が社会の「第4の法」として社会を規律し、しかも人々に社会的一体感を感じさせる紐帯となるとともに社会統合に望ましい価値についての「暗黙の教育」効果があり、民主主義社会への「動機づけ」にも重要な意味を持つことが明らかになった。

キーワード：ルソー 一般意志 ベクトルモデル ベルナルディの世論
民主的社会への動機づけ

はじめに

筆者はルソーの民主主義理念の実現可能性検討のためその機能的理念型としてベクトルモデルを考案、現在その理論的及び現実妥当性を検討している。これまでの検討では、「すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、自由であり続ける」というルソーの民主的社会の条件を満たす合意形成方式であるベクトルモデルではあるが、このモデルのみでは人々の合意が最終的に単一の合意への“完全一致”、ルソーの言う「一般意志」にまで収束する保証は得られないという限界も明らかになった。よってこの限界の解決策を求めて前稿¹ではルソーの主要二著作、『人間不平等起源論』と『社会契約論』の読解にあたったが、多数のルソー研究で指摘されるようにこの二著作の社会統合理念には明確な相違がある。そのため前稿ではテキスト解釈の手始めとしてまずこの二著作の間の統合理念の転回の意味を把握する

2019年3月20日受理

*尚綱学院大学 非常勤講師

¹ 高島 (2018 b)

ところから始めねばならなかった。この統合理念の転回の検討では『人間不平等起源論』に「超個体モデル」という仮説を指定することで、両書の統合理念の間に社会的価値の一元化から多元化へという一つの流れを見つけないことができ、有意義な知見が得られたが、紙幅の制約もあり、前稿では肝心の一般意志論についての十分な検討はできなかった。そこで稿を改め、本稿においてルソーの一般意志論に焦点を当てて検討を進めようという次第である。

本稿での一般意志論の検討においては中山元訳の『社会契約論／ジュネーヴ草稿』²をテキストとして用いた。この書に『社会契約論』（1762年刊行）とともに収められた『ジュネーヴ草稿』は、『社会契約論』の草稿として1758年頃から執筆されたものの未刊行だった原稿であるが、訳者中山があとがきで「この草稿によってルソーの最初の構想がどのようなものであったかをうかがうことができる」³と記すように、この草稿には『社会契約論』に取り組もうとしたルソーの課題認識がより明確に記されている。例えば本稿課題の一般意志論については、その実現可能性に関して非常に核心的な問題が2点挙げられている。以下に引用しよう。

たとえ個人がつねに一般意志に従うと想定したところで、どうすればこの一般意志は、すべての場合に明確に示されうるのだろうか。一般意志はいつでも明確なものとなるのだろうか。個別の利益がその幻想によって、一般意志を不明確なものとするのは決してないだろうか。人民はつねに集まってこの一般意志を表明するだろうか、(省略)最後にどうすればすべての人々が一致した行動をとることができるだろうか、すべての人々はどのようにして問題を処理できるだろうか、どのような方法でたがいに理解しあうことができるのだろうか。⁴

生まれつつある人民に、正義の偉大な原則を感じとらせ、国家の理性の基本的な規則を理解させるためには、結果が原因になりうる必要がある。すなわち、ほんらいは社会的な精神は、政治的な制度によって生まれるものであるが、その社会的な精神が政治的な制度そのものの創設を司ることが必要になるだろう。そして人々は、法が生まれる前から、法によって作りだされるべき人間になっている必要があるだろう。このように立法者は力も説得も利用することができないので、暴力なしに人々を導き、説き伏せることなく納得させることができるような、別の秩序の権威に依拠せざるをえないのである。⁵

ルソー自身によって指摘されたこの二つの課題、前者を一般意志の存在と表明、後者を社会的精神の涵養と名付ければ、この二つの課題こそがルソーの一般意志論の実現可能性を疑わせる元凶ではないだろうか。この件については、例えばライヴリーも「ルソーは、この野心的な考え（完全に自由な完全な自治の達成；本稿筆者）から、全員一致の問題に取り組むことになった。彼は、共同社会内部に潜在する道徳的合意を想定し、正しい制度的環境が与えられれば、それが一般意志として発現することができると思うことによって、この問題を解決しよ

² ルソー（2008）

³ ルソー（2008）p. 574

⁴ ルソー（2008）p. 369

⁵ ルソー（2008）p. 384-385

うとしたのである。この仮定の非現実性は、ルソーのデモクラシー理論にひびをいれ、自治に至る道としての参加の理想に傷をつける結果をもたらしている。」⁶とまで酷評している。しかし解決困難な課題ではあるにせよ、この課題の解決に挑まなければ、完全に自由な完全な自治の達成、つまり「どうすれば共同の力のすべてをもって、それぞれの成員の人格と財産を守り、保護できる結合の形式をみいだすことができるだろうか。この結合において、各人はすべての人々と結びつきながら、しかも自分にしか服従せず、それ以前と同じように自由であり続けることができなければならない」⁷というルソーの民主主義の理念は実現できないのである。よって本稿ではまずこの二つの課題に的を絞ってルソーの一般意志論を検討し、ルソー自身がこれらの課題にいかなる回答を出したか、そしてそこにはどんな問題が存在し、その問題の解決のためには何が必要なのかを検討していくことにしたい。

1. 『社会契約論』にみる一般意志概念とその表明

ルソーの一般意志概念の前提には、筆者前稿高島（2018 b）で明らかにした社会の価値の多元化がある。それゆえすべての人間は個人として各々独自の個人的意志「個別意志」を持ち、その全員の「個別意志」が一致したものが「全体意志」となる。この個人は同時に公的には主権を持つ人民でもあり、これら人民の総意として「一般意志」は成立する。ここで重要なのは、個人の私的人格と公的人格は独立したものであり、それゆえ私的意志の総体としての「全体意志」は私的な利益を目指すものに過ぎないのに対し、「一般意志」は共同の利益だけを目的とする。公益を目的として設立される国家を指導するのはこの「一般意志」である。

このようにルソーの意志概念には公私の別があるため、個別意志が一般意志となる（あるいは代表する）ことはできないと同時に、一般意志が個別のものを対象にすればその一般性を失う。よって個人が公的人格として主権者・人民としての意志を持ち、その総意が成立したときはじめて一般意志が成立する。主権は分割できないものであるから、人民の総意が成立しえれば一般意志となるが、一部の人民の意志では一般意志とはなりえない。よって社会の意志は「一般意志であるか、そうでないかのどちらか」⁸となり、この総意形成に民主的合意形成における全員一致の要請が出てくる。

この一般意志となるための人民の総意は、ルソーによれば原則的に人民すべてが参加する投票によってうみだされ、表明される。ただし、投票による総意とはいっても完全一致ではなく、多数決でよい。この点は「意志が一般意志となるためには、必ずしも全員一致である必要はない。しかし、すべての投票が数えられるべきである。」⁹と、明記されている。“総意”を導くのになぜ全員一致が必須ではないのかといえ、そもそも当該社会を成立させる際に結ばれた社会契約にその理由がある。

ルソーは「実際にすべての人は人間として、ある個別の意志を持つのであり、市民として持っている一般意志に反することも、これと異なる意志を持つこともありうる」¹⁰ということ

⁶ ライヴリー（1989）p. 219

⁷ ルソー（2008）p. 39

⁸ ルソー（2008）p. 61

⁹ ルソー（2008）p. 64 の（注6）

¹⁰ ルソー（2008）p. 47

を認めたくえて、「だから社会契約を空虚な〔約束の〕表現にしないために、この契約には、一般意志への服従を拒むすべての者は、団体全体によって服従を強制されるという約束が暗黙のうちに含まれるのであり、この約束だけが、ほかのすべての約束に効力を与えることができる」¹¹とし、この社会契約を結ぶ場合のみ全員一致の投票が必要であるとする¹²。つまり、社会契約において社会的合意形成の根本ルールとして“総意”の形成を多数決で行うと決め、この採決結果に当該社会構成員全員が従うよう強制されると決めたのだから、これに同意して当該社会の構成員になった以上、たとえ採択結果に反する意志を持った者がいたとしてもその者は当然に採択結果に拘束される、ということになる。人々は社会契約によって創設される社会に属して初めて自由な存在になれるのだから、その社会に秩序を生み出すための“総意”である一般意志に服従を強制されることは「各人が自由であるよう強制されるということの意味するに過ぎない」¹³と、ルソーは述べている。もし、この服従の強制を拒むものがあるならその者はその社会に属することはできず、社会の異邦人となるか追放されるべき存在となる。

確かにこのルソーのロジックは、ゲームのルールを認めるものだけがゲームに参加することができるし、ゲームに参加するかどうかを決めたのは本人自身の意志なのだからゲームのルールを強制されてもその者の自由を侵害したことにはならない、という意味で筋が通っている。実際、筆者が前稿で価値が多分化した社会での合意形成を可能にする方策としてルソーのテキストから見出した「我を張るな」という提言は、まさにこのロジックから導かれたものである。この点をルソーは他の個所で再度下記のように表現する。

この原初の契約を別とすれば、[全員一致ではなく] 最大多数者の意志が、つねに他のすべての者を拘束する。それはこの契約そのものから得られる結論である。ここで、ある人が自由でありながら、自分の意志ではない意志に服従するように強制されることがありうるのかという異議が提起されるかもしれない。決議に反対した人々も自由であるのに、どうして自分が同意していない法律に従わねばならないのか、と。

それは問題の問い方が悪いのだと、わたしは答えよう。[社会契約によって] 市民は、可決されたすべての法律に従うことに同意しているのである。(省略) 人民集会で一つの法律が提案されたときに、人民に求められているのは、厳密にいえばそれを承認するか、拒絶するかということではない。その法律が人民の意志である一般意志に合致しているかが問われているのである。それぞれの市民は投票することで、これについての意見を述べる。そして投票の賛否の数を計算することで、一般意志が表明されるのである。だからわたしと反対の意見が多数を占める場合には、それはわたしが間違っていたことを示すものに過ぎない。わたしが一般意志と考えていたことが、じつは一般意志ではなかったことを示しているのである。もしもわたしの個人的な意志が、一般意志よりも優位に立つならば、それはわたしが自分の望んでいなかったことをしたことになる。その場合にはわたしは自由ではなかったのである。

このことは、一般意志のすべての特徴がまだ多数意見のうちに存在していることを前提とするものであるのはたしかだ。もしもこの前提が満たされなくなった場合には、いずれ

¹¹ ルソー (2008) p. 48

¹² ルソー (2008) p. 64 の (注6)

¹³ ルソー (2008) p. 48

の側についても、もはや自由はないのである。¹⁴

この引用文は、一見すると前述の一般意志の説明の再記のように見える。しかしよく見ると奇妙な点がある。二つ目の段落で、人民集会での法案の審議の際、人民に求められるのはその法案が「一般意志に合致しているかどうか」の判断であるというなら一般意志の内容はすでに人民各員の頭にあるはずだが、その採決の結果をもって「一般意志が表明される」とするなら、先に各員の認知していたはずの一般意志と採決の結果として表明された一般意志の関係はどうなるのか。この二つの一般意志は同一のものであるのか、それとも採決後のものは法案審議の結果として変更が認められた、先のものとは別個の新たな一般意志とみなすべきなのか。

もし先のもとの後のものが同一のもので、ただ、採決で少数者となったものが一般意志の認識を間違えていただけであるなら、多数意見を一般意志とみなしてもよいだろう。しかし法案は様々な状況変化に応じその時宜にかなうよう出されたはずのもので、その意味では常に新規の内容を含み、だからこそ個々の法案ごとに憲法解釈がされるように一般意志の解釈が必要になり、それゆえ人民の判断が求められるのだろう。だとすれば後者の採決の結果表明された多数意見の一般意志は厳密には新たな人民の意志の創出とみなすべきで、そうであるなら、その新たな社会的合意形成の際に少数者の意志が少数であるというだけで「間違い」と否定されるのは適切だろうか？ 筆者にはそれが適切とは思えないのである。これでは単なる多数決問題、「多数者による専制」が生じて少数者が抑圧されることになり、ルソーの意図したはずの完全に自由で完全な自治の達成された社会の構築という民主主義の理念は実現できない。まさにこの引用文の最後にあるように、「一般意志のすべての特徴がまだ多数意見のうちに存在していることを前提」にしてしまったら、「もはや自由はない」ことになる。

この多数決による多数者の専制の問題、逆に言えば少数者の抑圧問題は本来ルソーも意識していたはずではなかったか。というのもジュネーヴ草稿で立法者について語るとき、すでに本稿の第二課題として挙げた引用文にみられるように「立法者は力も説得も利用することができないので、暴力なしに人々を導き、説き伏せることなく納得させることができるような、別の秩序の権威に依拠せざるをえない」と書いている。ここで立法者が力も説得も利用できない相手とは、立法者が意図する法案に反対する反対者である。そして完全に自由で完全な自治を達成するためにはいかなるものの意志（選好）も受け入れざるを得ないから、反対者の反対意見とともに合意形成をなすのに暴力はもちろん、「説き伏せる」つまり「道理を説いて自分の意見に従わせる」¹⁵（強調傍点本稿筆者）ことすらも避けて「納得させる」、つまり相手自身の自発的な意志として法案の合意に持ち込まなければならないとしているのである。そうであるなら一般意志の表明においても単純な多数決での多数者の専制などのもつてのほかで、であるからこそ、「別の秩序の権威に依拠せざるをえない」という帰結になるのであろう。このような課題認識を持っていたルソーにとって、投票による多数決決定での一般意志の形成と表明は十分な回答ではなかったはずで、だからこそ筆者はこの課題を解決するためベクトルモデルを考案したのである。ベクトルモデルは完全に自由な完全な自治のルソーの民主主義理念を満たすもので、その機能要件が納得である理由がまさにここにある。そして筆者がベクトルモデルの思

¹⁴ ルソー（2008）p. 214-215

¹⁵ 『広辞苑 第5版』

考実験¹⁶の中で民主主義の成立基盤としてつかんだのが「共属の意識」の存在であるが、これがここでいう「別の秩序の権威」につながるものである。ではその「別の秩序の権威」とは何かといえ、民主主義社会で市民が持つべき社会的精神に関するものである。それでは節を改め、本稿第二課題の社会的精神の問題に移ろう。

2. 社会的精神の涵養

前節末の検討で明らかのように、民主主義社会で社会的精神が重視され検討されねばならないのは、合意形成における少数者の納得を得るためである。しかし少数者の納得というのは言い換えれば少数者が自分の意志で多数者と合意をするということで、この多数者との合意の根底には両者の間に合意をなすに足る「共通の利益」が存在するということでもある。これをルソーのテキストで見よう。

こうして確立された原則から生まれる最初の帰結、そして最も重要な帰結は、国家は公益を目的として設立されたものであり、この国家のさまざまな力を指導できるのは、一般意志だけだということである。というのは、社会を設立することが必要となったのは、個人の利害が対立したためであるが、社会が設立できたのは、これらの個人の利害を一致させることができたからである。さまざまな個人の異なった利害のうちに、ある共通な要素が存在したのであり、これが社会の絆となるのである。これらの異なった利害のうちに、すべての人の利害が一致するこの共通な要素が存在していなければ、いかなる社会も成立することができない。そして社会を統治するには、この共通の利益だけを目指すべきなのだ。¹⁷ (強調、傍点、筆者)

これまで述べてきたことから、ある意志が一般的なものとなるために必要なのは投票の数であるよりも、投票者を結びつける共通の利益であることが理解されよう。¹⁸

ここに示されているように、実はルソーも投票による多数決の限界は理解しており、その限界の突破口として「共通の利益」の存在を挙げるのである。

では、この「共通の利益」とは具体的には何で、どこから出てくるものなのか。意志の公私を分別するルソーの一般意志論においてはこの利益は社会的合意の一般性にかかわるものなので私的な利害ではなく、まず社会や国家の形成や維持・運営にかかわる公的なものでなければならない。つまりそれは「社会的な結合には、特定の目標がある」¹⁹というその特定の目標であり、具体的には例えば一般意志論に再三援用される建国の精神の例があげられるだろう。社会を形成しその運営主体である国家を構築する際にすべての人々に合意があったとすれば、その建国の精神がその時点での一般意志となり、さらにその一般意志の具現化、すなわち人々の

¹⁶ 高島 (2018a)

¹⁷ ルソー (2008) p. 58-59

¹⁸ ルソー (2008) p. 71

¹⁹ ルソー (2008) p. 368

間に「社会的な結びつきを作りだすためのさまざまな条件のことにほかならない」²⁰ものであるところの法を導くにあっても、法案審議の際に建国の精神に照らしてその適否を判断するし、当該法案に意見の対立があっても反対者が納得できるような建国の精神の解釈や法案内容の調整がなされれば、つまりその法案に皆の共通の利益が見いだされるようになれば、この法の成立によって人々の間に新たな社会的つながりが生み出され、これが上記引用文で筆者が強調、傍点をつけた「社会の絆」となることができる。建国の精神が明確で具体性を持つ建国当初の時期になら、「多数の人間が結びついて一体になっていると感じているかぎり、そこには共同体を維持し、市民全体の幸福を高めようとするただ一つの意志しかない。その場合には、国家のあらゆる原動力は活気に満ちて単純であり、その原則は明快で光り輝いているものである。利害が混乱することも、矛盾することもない。共同の幸福はいたるところに明確に示されており、常識さえあれば見分けることができるのだ。」²¹というような幸福な状況がありうるかもしれない。

しかしこのような建国当初の幸福期は短いものに終わるのが常である。建国から時間がたつて社会を取り巻く状況が変化し、あるいは建国で一定の政治的安定が保たれるようになったことで人々の関心が公的なものから私的なものへと重心が移るようになれば、この幸福期は終わりを迎えるしかない。「一般意志は、それよりも強い他の意志に従属」²²することによってである。この状況をルソーは「一般意志がもはや全体意志ではなくなる」²³とも表現する。つまり、建国当初の幸福期には個人の私的欲望の表れである個別意志が公的な社会の創設や運営に向かうために、その社会的総体である全体意志が一般意志となりうるが、建国期が過ぎれば人々の関心が公的なものから私的なものへと重心が移ることで個別意志がより私的なものとなり、全体意志と一般意志の乖離が生じる。このような状況で社会的合意形成を人々の私的欲望のままに任せていれば、社会統合のための法は「不条理で圧政的なものとなり、さらに大きな濫用をもたらす」²⁴ようになるのは言うまでもない。ルソーの一般意志形成はこのような危うい人々の公的意識の存在を前提とするのであり、それが本稿序文で引用したライヴリーの「共同社会内部に潜在する道徳的合意を想定」したことが非現実的だとの酷評につながる。この前提がそう批判されるだろうことはルソーも承知していたと見え、そこで出てくるのが、ルソーの法の4分類における第4の法のうち、習俗と慣習である。

ルソーの法の4分類は、その分類の第1が国家法、第2が民法、第3が刑法である。ではその問題の第4の法に関するルソーのテキストを見てみよう。(強調傍点、筆者)

これらの3種類の法のほかに、第4の法があるが、これがもっとも重要な法である。この法は、大理石や銅板に刻みこまれるものではなく、市民たちの心に刻みこまれる法である。これは真の意味で国家を作りだすものであり、日々新たな力をえるものである。ほかの法が古くなり、減びてゆくときに、こうした法に新たな生気を与え、あるいはこれに代わるものである。人民のうちにその建国の精神を保たせるものであり、知らず知らずのう

²⁰ ルソー (2008) p. 84-85

²¹ ルソー (2008) p. 206

²² ルソー (2008) p. 209

²³ ルソー (2008) p. 209

²⁴ ルソー (2008) p. 48

ちに権威の力を習慣の力としてゆくものである。すなわち習俗、慣習、特に世論のことである。現代の政治学者は、法のこの部分は知らないようだが、ほかのすべての法が成功するかどうかは、この部分にかかっている。偉大な立法者は、個々の規定のことだけを念頭においているようにみえるときにも、ひそかにこの部分に配慮しているのである。習俗は、生まれるまでに長い時間がかかるが、この部分こそがアーチの要石なのであり、これが揺らぐことのない核心となるのである。²⁵

なぜこの第4の法、習俗と慣習が最も重要な法なのかは、『社会契約論』において国家の適正規模に関して論じた個所で示されている。（この第4の法のうち、世論に浮いては次節で取り上げる。）

ところで個別意志と一般意志の関係が希薄になると、すなわち習俗と法の関係が希薄になると、人々を抑制する力を強くする必要がある。だから統治が優れたものであるためには、人民の数が増大すればするほど、[政府は] 強い力を持たねばならないのである。

他方で国家の規模が大きくなると、公的な権威を委任された人々は、権力を濫用したいという誘惑に陥りやすくなるし、権力の濫用の手段にも事欠かなくなる。だから [国家が大きくなって] 政府が人民を抑制する力が強くなればなるほど、主権者が政府 [の権力の濫用] を抑制するための力も、ますます強くなる必要がある。²⁶

上の第4の法の引用にみられるように習俗と慣習は人民のうちに建国の精神を、しかも権威の力を習慣とする、つまり建国の精神のエッセンスが本人の価値観の中に血肉化するように取り込まれ当人の「我がもの」となることによって、強制することなく当人の自由な意志として一般意志の示すところを欲することが可能になるのである。この状況こそまさにルソーが『人間不平等起源論』で描くところの「自然の摂理」に導かれた社会状況に近いものであり、筆者が前稿で社会統合の「超個体モデル」として示したものである。この一般意志に適う精神が社会的精神として人々の間に根付き、習俗と慣習になってそれが自然に人々に受け入れられている状況が続く限り、建国期のような幸福期も持続することができる。ただ、このような精神と呼べるほどの抽象的な意義や理念が一般に広く受け入れられ、しかも習俗・慣習となるほど人々に根付くのは稀なことであり、また、長い時間もかかる。しかし、いかにそれが困難でも、それこそが民主社会形成の要石であり核心、つまり最終目標だということである。さもなければ、個別意志と一般意志の関係の希薄化の引用にみられるように、社会と国家は抑圧的にならざるをえず、そのような抑圧的な環境下では、社会構成員皆が自分のありのままの選好を表出し、しかも対立があっても互いが納得するまで調整しあって合意形成を行えるような、つまりルソーが理想とする完全に自由で完全に自治の可能な民主主義社会が形成できるはずはないからである。

それではルソーはこの難問にどのように立ち向かおうとしたのだろうか。これに関しては最近のベルナルディによる素晴らしい論考がある。次節ではベルナルディの説を借りながら、こ

²⁵ ルソー (2008) p. 117

²⁶ ルソー (2008) p. 123 - 124

の課題に対するルソーの回答をまとめてみよう。

3. 「一般意志」を補完する「世論」～ベルナルディの論説から

ベルナルディ（2014）の一般意志論は、以下のように始められる。

社会契約、すなわち、それによって各人が自分の意志としての共通の意志のもとに自らを置くような約束は、義務の問題の形式上の解決方法である。けれどもこの原理原則上の枠組みは、特殊意志²⁷が一個の一般意志のなかに自らを認めうる場合にのみ満たされることができる。そのためには3つの条件が求められる。すなわち、一般意志は各人の意志から生じるのでなければならず、各人が自分のために欲する〔意志する〕ことと全員が全体のために欲する〔意志する〕こととの間に、一体化が可能となるのでなければならず、最後に、各人は自分固有の意志を共通の決定の中に認めるのでなければならない。

（省略）

一般意志形成の諸条件は単に手続き上のことであるどころか、また、実質的なものでもある。欲する〔意志する〕こと、それは常に自らの善、自らの利益を欲する〔意志する〕ことである。一般意志が可能となるためには、もろもろの特殊意志がその中で一致しうるような、一つの共通利益がなければならない。（省略）

先ずもって、「政治体には情念はない」という錯覚を捨て去らねばならない。良きにつけ（祖国愛のような緊密な結びつきの情動）、悪しきにつけ（その別の側面である排除の情動）、情念の次元を持たない社会はない。習俗、公論、そしてとりわけ、その結果であるところの義務の感情が、一般意志の有効性の条件である。けれども、それらはまた一般意志形成の情念的な諸条件でもあるのだ——ルソーの思想のそれほど知られていないこの側面は、おそらくもっとも重要なものである。公衆が「自分は何を欲して〔意志して〕いるかを知る」ことができるためには、もろもろの特殊意志が共通利益というものを認めることができなければならない、特殊意志が「一般化」されねばならない。（省略）

一般意志はルソーにとって直接的な所与ではない。一般意志が構成されるには政治的な諸条件（公共の討議）と、認識的諸条件（共通の利益の認識）と、情動的諸条件（各人が自分を全員と一体化することを可能とするような情念の発達）が、同時に必要とされる。だからこそ、『社会契約論』は規範的モデルの明示というより、政治が解決すべき諸問題の探索なのである。²⁸

以上のベルナルディの見解は本稿がこれまで述べてきたことにほぼ等しく、第一段落の「この原理原則上の枠組みは、特殊意志が一個の一般意志のなかに自らを認めうる場合にのみ満たされることができる」という仕組みがベクトルモデルであり、ベクトルモデルでは、この引用文の最終段落における（公共の討議）がベクトル合成への調整過程、（共通の利益の認識）がモデルの機能要件である納得、（各人が自分を全員と一体化することを可能とするような情念

²⁷ 本稿及びルソー（2008）の個別意志と同意。

²⁸ ベルナルディ（2014）p. 7-8

の発達)が共属の意識に対応する。ベルナルディはこの情動的諸条件に関し、「一般意志は、この点も決定的に重要であるが、ルソーにあっては、しばしばルソーに帰せられる抽象的合理性に属するものではない。一般意志は特殊意志の一般化の所産であり、特殊意志の一般化はそれ自体、社会化の情動の発達なしには機能しえない。したがって、社会化の情動は、立法者がそのすべての技能をもって生み出そうとする当のものだ。」²⁹と記述しているが、これが前節末に取り上げた第4の法が最も重要な法であるという部分に対応する。

このように深く共感を覚えながらベルナルディの著書を読み進めていた筆者は、世論を再考するという第3章まで来て非常に驚いた。ここでベルナルディは「私は一般意志と世論という対概念が、『社会契約論』の概念的力学の核心にあり、世論を無視ないし軽視しては一般意志の理解はあり得ないことを示そうと思う。とどのつまり、世論概念こそ一般意志概念の理解を可能にする鍵だと主張したいのである。」³⁰と第3章で世論を取り上げる意図を示していたからである。恥ずかしながら筆者は、この文章を読むまで、一般意志と世論が対概念であることも、それが概念理解の核心にあることも知らなかった。というよりルソーの著作において、そもそも世論という語句をこれほどの重要性を持つ語句として見た覚えすらなかったのである。それもそのはず、ベルナルディによれば、世論がルソーの一般意志概念やその思想体系の「要石」というほどの重要性を持って現れてくるのは『社会契約論』の決定稿においてからである³¹という。特に世論が初めて核心的重要性をもって出てくるのが、前節で筆者が引用した第4の法に関する部分であり、この引用文はほぼそのままそっくりジュネーヴ草稿にもあるにもかかわらず、そこに世論への言及はなく、本稿で筆者が引用文に傍点強調した部分、つまり「特に世論」という文言が決定稿になって加筆されたと思われる。そしてこの加筆の由来と意味を、ベルナルディは当時のルソーの諸著作や活動状況から丁寧にあぶりだし、ルソーがモンテスキューから影響を受けたことや『ダランバールへの手紙』で同氏との書簡における分析で世論考察を深めていった様を描き出している。そしてそれらが『社会契約論』の決定稿に結実したというわけである。

このベルナルディの世論概念の核心的重要性は、この第3章の一節、「[監察について] —— 国法諸原理における世論」で述べられるが、その節の冒頭に「[監察について]の章は『社会契約論』の中で最も難しい章の一つだが、それは章のタイトルが「世論概念の形成」という真の主題を覆い隠しているためである。」³²と、世論を論じるのに監察を取り上げる理由を説明する。そしてルソーには、監察の章で「[監察]という観念の背後にある原理は「世論」であることを示し、国法の諸原理における世論の位置を明らかにするという目的」³³があったとする。そして「立法者の行動と同様、監察は主権の行為ではなく、厳密な意味での行政官の行為でもないという、消去法による監察の二重の定義は、法と力のかたわらに価値という第三の領域を位置付ける。法に基づいて法律は規定を定め、行政官はその法律を守らせるために力を用いるのだが、法でも力でもないこの価値こそが、世論の領域に他ならない。」とする。

筆者は前稿でルソーの主要二著作、『人間不平等起源論』と『社会契約論』の間の社会統合

²⁹ ベルナルディ (2014) p. 32

³⁰ ベルナルディ (2014) p. 82

³¹ ベルナルディ (2014) p. 82

³² ベルナルディ (2014) p. 87

³³ ベルナルディ (2014) p. 88

理念の転回があるべき社会的価値の一元化から多元化への流れの中で生じてきたことを論じたが、その中で示したように、ルソーが『社会契約論』で多元的価値社会を扱うことになったからこそ、価値の領域にある世論が『社会契約論』で核心的重要性を持つようになったのだろう。そしてこの価値の領域が一般意志概念と絡んでくるのは、本稿前節で述べた建国の精神のように、社会統合において望ましい価値の人々への血肉化の局面においてである。

世論が一般意志と異なるのは、世論が善をめざしたり、ルソーがしばしば語った人民の本当の利益を目指すのではなく、心地よいか美しいとか尊敬すべきだからという理由で欲望の対象になるものをめざす点においてである。この理由ゆえに、世論は一般意志のように認知的政治的過程に由来するのではなく、社会的情動的過程に由来する。世論の一般意志に対する関係は、内的感情の理性に対する関係と同じであり、世論の機能は人民に何が善であるかを示すことではなく、人民に善を愛させることである。³⁴

ベルナルディのこの文章は、まさに前節で述べた全体意志と一般意志の乖離を防ごうとするものであり、多元的価値社会に対応したルソーの民主的社会統合への回答の核心となるものである。そうであればこそ、ベルナルディの以下の文も理解できる。

「監察について」の章は、なぜルソーは世論概念の形成を『社会契約論』でしか完成できなかったかを示している。世論の定義は一般意志の定義と連動しており、世論は一般意志の一種のレプリカなのである。世論は一般意志の社会的絆（社会学的絆といたいところだが）の側のレプリカである。契約の概念が一般意志の法の側でのレプリカであるのと同じように。³⁵

世論が社会的絆の側のレプリカとされる理由は、なぜ一般意志は世論という補完物を必要とするか、つまり「政治共同体の形成の政治的認知的過程がなぜ社会的情動的補完物に依拠する必要があるのか」³⁶という問いの答えとして与えられる。それは、筆者が本稿第一節の末尾で、本稿第一課題の一般意志の投票による表明の問題が次の第二課題の社会的精神の涵養の重要性につながるリンクとして、「共属の意識」が「別の秩序の権威」につながると述べた部分に関連するものである。紙幅に余裕もないので結論から言ってしまうと、まずそれは「社会的一体性の情動が公共的理性を支える」³⁷ことにある。「一般意志のかたわらに政治体の情動的次元を認めるだけでなく、この情動的次元こそ個別意志の一般化を担保するだけに、公共的理性の形成に決定的役割を演じる」³⁸ためである。つまり「社会的一体化の情動を作り出すことは、法律に実効性を与える条件だけではない。それは個別意志の一般化、ひいては一般意志の形成の条件でもある。」³⁹というのは、本稿の論述でいえば、全体意志と一般意志の乖離を「共属の

³⁴ ベルナルディ (2014) p. 93

³⁵ ベルナルディ (2014) p. 94

³⁶ ベルナルディ (2014) p. 96

³⁷ ベルナルディ (2014) p. 100 節のタイトル

³⁸ ベルナルディ (2014) p. 100

³⁹ ベルナルディ (2014) p. 102

意識」が防ぐか、あるいはすでに乖離が起きつつあるなら「共属の意識」にはそれを引き戻す効果が期待できるということである。

ベルナルディは以上の世論に関する論考の第3章を以下のように総括する。

政治共同体の一体性を保障する情念的条件を認めるのみならず、「一般意志」および彼が「公共的理性」と呼ぶものの形成に情念が果たす役割を認める点が、ルソーの政治思想の特異性なのである。ここにこそ、本稿が出発点においた理性か情念かのジレンマを乗り越える鍵がある。民主主義の近代的概念が合理性の要請を含むとしても——この要請は一般意志の観念そのもののうちに読み取れるが——、合理性の要請は、政治共同体の情念のないし社会的情動的次元を一掃することで満たされるものではない。それどころか、合理性の要請は、民主主義社会が社会的一体性の情動を養うことができはじめて満たされる。社会的一体性の情動なしには、共同体の感情も公共的理性もあり得ないからである。この二重の問題関心が、ルソーによれば、世論によって担保されるのである。⁴⁰

そしてこの第3章での論考は「第5章 ジャン・ドブリとルソー——法律、習俗、そして人民の「暗黙の教育」」での論考に引き継がれる。第5章ではベルナルディはフランス革命時のジャン・ドブリという無名の革命家の議会演説を題材に、世論の問題を「習俗」と「習俗」の形成のための手段としての「世論」⁴¹という形で取り上げるのである。ベルナルディがこの無名の革命家に注目したのは、フランス革命後の恐怖政治の中、彼が「革命的な信念には共通の土台が存在し、その土台に依拠することで方向付けの統一を維持することができる」と説いていたのである。恐怖によって対立を圧殺することなく、いかにして統一を保障することができるのか。これが再びヴァンデミエール二日の演説の対象となる。しかし今度は、もはや人民の代表者ではなく人民そのものが考察される。つまりここで考察されるのは世論なのである。⁴²として、革命という混乱の中からの社会形成、しかも民主主義的な理念の下での社会統合を目指すにあたり、恐怖による対立の圧殺でなく、その統合の土台を世論に求め、さらに世論にまつわる諸問題、例えば法律や習俗、監察制度等を、人民への「暗黙の教育」という視点で統合して論じたことによる。

特にベルナルディは「暗黙の」という形容詞に次のような意味を読み取る。

「いっそう重要なのは、この教育に付された「暗黙の」という形容詞が意味するものをよく理解することだ。暗黙のものは言語化されない。この教育は教えや弁論からではなく、範例と習得から、「状況化」から来る。われわれはここで、明らかに『エミール』が提唱した教育のモデルに遭遇している。(省略)「公共の道徳」すなわち公民の道徳は、ひとが教え込むことのできる教義ではなく、実践によって獲得すべき存在の様態なのだ。」⁴³

このベルナルディの指摘は、本稿では社会統合において望ましい価値の人々への血肉化の局面と述べたところである。このような血肉化、より正確には「ひとが教え込むことのできる教義ではなく、実践によって獲得すべき存在の様態」によって人々に受け入れられねばならない

⁴⁰ ベルナルディ (2014) p. 103

⁴¹ ベルナルディ (2014) p. 162、王寺賢太による第5章の「解題」より

⁴² ベルナルディ (2014) p. 142

⁴³ ベルナルディ (2014) p. 147

価値は様々あろうが、本稿で、特に「共属の意識」との関連で重要なのは、以下のものである。

ルソーがこの「立法者」の形象に結び付けるのが、『社会契約論』第二篇第十二章「4番目の種類の法」であり、その目的はあれこれの行動を命ずる点ではなく、情動を呼び起こす点にある。その情動によって、政治体の構成員たちは市民ないし臣民として社会全体に結び付けられていると感じとり、強制によってではなく自発的な義務感から集団との制約を遵守し、「それなしでは良き市民であることも忠実な臣民であることもできない社会的な感情」（『社会契約論』第四編第八章）をもつのである。この論点は『ポーランド統治論』第二章で、モーゼ、リュクルゴス、ヌマの例を通じてさらに展開される。その作用のしかたをとっても目的をとっても、これは法律というよりは「市民たちを祖国に、また相互に」結びつける紐帯を編み出すことを目指す「特殊な規則」なのである。そしてこうした規則は、日常生活での慣行とか、宗教的儀式とか、式典・祭典、見世物などにかかわるのであった。⁴⁴

筆者のベクトルモデルからは生み出せず、しかしそれにもかかわらず人々のつながりを形成しベクトル合成過程を進行させる原動力として必須であり、それゆえに筆者が民主主義社会形成の基盤としてとらえた「共属の意識」の具体的な姿がここにある。特にここで重要なのは、第4の法、「習俗、慣習、特に世論」が実践による暗黙の教育効果をもつおかげで、人々が社会全体への自発的な義務感を抱くようになるという指摘である。何よりも、この自発性こそが実践による体得以外の何ものによっても得られないものである点で、自発性の実践による体得を促す第4の法は民主主義社会形成に必須のものであり、それゆえにある社会が民主主義という体制をとろうとする際、この第4の法が現実に適正に機能していることがその基盤になるであろうと思われる。つまり、この第4の法がすでに存在、機能している社会であるなら民主主義は機能しうる。本稿でこれまで述べてきたように、このような自発的社会的紐帯が確固として存在する人々の中でなら、本稿第一の課題であった一般意志の形成と表明の困難も、本稿第二の課題である社会的精神の涵養で“建国の精神”のような社会理念を明確化させ、これに基づく相互調整で社会的合意形成をなすことにより、何らかの解決が得られるのではないかと考えられるのである。

問題は、この第4の法が存在しない、あるいは十分適切に機能していない社会の場合であろう。このような社会で民主主義を機能させようとするなら、人々の間になんらかの形でこの第4の法を生み出さねばならない。しかしこれはまさに、本稿第二の課題として引用したルソーの言にみられるように「人々は、法が生まれる前から、法によって作りだされるべき人間になっていることが必要」ということに他ならない。ルソーはこの課題を認識し民主主義におけるその死活的な重要性について指摘はしているものの、結局、その解決策は導き出せていない。筆者の次の課題である。

⁴⁴ ベルナルディ（2014）p. 154

おわりに

本稿では筆者の今までのルソーの民主主義理念に関する考察、特にその理念の機能的理念型として考案したベクトルモデルをもとにルソーの一般意志論の検討を試みた。本稿を検討する中で、前稿では不十分だったルソーの多元的価値社会への対応策を納得のいく形に理解しなおせたこと、そして何より、その重要性は意識していながら取り付くまいが見つからないでいた「共属の意識」への取り組みに手を付けられたことが筆者にとっての本稿の最大の成果である。

半面、本稿にも心残りの部分は多い。ルソーの一般意志論を論じるのに本稿の二つの課題を見出し、その各々には自分なりの検討ができたものの、その解決を論じるには結局ベルナルディの論を借りるしかなく、しかもそれを扱った第三節はほとんどベルナルディの論を本稿に引き付けて再構築するに終わってしまったからである。この部分を論じるには、筆者はまだまだ検討不足と痛感する次第である。それゆえ、筆者の次の課題としては、第3節の世論の問題を、価値の領域で自発性を生み出すことができるものについての問題として、具体的事例を用いて扱ってみたい。これはつまり、ルソーの理念に適う民主的社会形成への「動機付け」の問題になるだろう。

「動機付け」といえば、そもそも筆者が筆者の第一稿⁴⁵でルソーの理念に取り組み始めた際、ルソー理念の実現可能性の検討には政治参加者の動機づけと集合的意思決定方式の方法論という二つのアプローチが存在するとの井上論文⁴⁶に示唆を得て、後者の集合的意思決定方式の方法論から検討したのがベクトルモデルだったが、やはりもう一つのアプローチ、「動機付け」の検討も欠かせぬものだったということである。しかし現在、それをどう進めればよいのか、ようやく具体的に考えることができるようになった。それというのも、入手当時にはあまり理解できなかったベルナルディの論が、これまでの検討を通じてやっと理解でき始めたように思われるからである。まだまだ前途は遠いが、今後もより検討を深めていきたいと思う。

参考文献

- 井上彰 (2012) 「デモクラシーにおける自由と平等 デモクラシーの価値をめぐる哲学的考察」、斎藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』第6章、日本経済評論社
- 高島純子 (2017) 「ルソー的民主主義の機能的理念型を求めて－ベクトルモデル試論」『尚綱学院大学紀要』第74号
- 高島純子 (2018a) 「ベクトルモデル現実化への検討－選好ベクトル合成システム」『尚綱学院大学紀要』第75号
- 高島純子 (2018b) 「ルソーの社会統合理念の転回－ベクトルモデルで見る社会契約」『尚綱学院大学紀要』第76号
- ブリュノ・ベルナルディ (2014) 三浦信孝編、永見文雄、川出良枝、古城毅、王寺賢太訳・解説『ジャン＝ジャック・ルソーの政治哲学 一般意志・人民主権・共和国』勁草書房
- ジャック・ライヴリー (1975) 櫻井陽二・外池力訳『デモクラシーとは何か』芦書房
- ジャン＝ジャック・ルソー (2008) 中山元訳『社会契約論／ジュネーヴ草稿』光文社

⁴⁵ 高島 (2017)

⁴⁶ 井上 (2012)